

# 山梨県国民健康保険・後期高齢者医療「被保険者記号・番号」等一覧表

この一覧表は、レセプトの資格確認を行うための「被保険者マスタ」の設定状況を示す一覧表であり、実際の被保険者証のレイアウトと異なる場合がございます。

《国民健康保険》 ※番号欄の○は最大桁数を示しております。

(令和4年8月1日～)

保険者名	保険者番号	有効期限	色調(参考)	記号	番号	保険者名	保険者番号	有効期限	色調(参考)	記号	番号	
十 三 市	甲府市	19.001.7	R5.7.31	クリーム色		〇〇〇-〇〇〇〇〇	南 巨 摩 郡 中 郡 南 都 留 郡 北 都 留 郡	早川町	19.072.8	R5.7.31	クリーム色	6〇〇〇〇〇〇
	富士吉田市	19.002.5	R5.7.31	ピンク色		403-〇〇〇〇〇〇		身延町	19.073.6	R5.7.31	クリーム色	6〇〇〇〇〇〇〇
	都留市	19.004.1	R5.7.31	クリーム色		402-〇〇〇〇〇〇〇		南部町	19.074.4	R5.7.31	クリーム色	6〇〇〇〇〇〇〇
	山梨市	19.005.8	R5.7.31	ピンク色		〇〇〇〇-〇〇〇〇		富士川町	19.110.6	R5.7.31	クリーム色	6〇〇〇〇-〇〇〇
	大月市	19.006.6	R5.7.31	クリーム色		401-〇〇〇〇〇〇〇		昭和町	19.079.3	R5.7.31	クリーム色	〇〇〇〇〇〇
	韮崎市	19.007.4	R5.7.31	クリーム色		〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		道志村	19.097.5	R5.7.31	クリーム色	975-〇〇〇〇〇
	南アルプス市	19.008.2	R5.7.31	クリーム色		〇〇〇〇〇〇〇〇〇		西桂町	19.098.3	R5.7.31	クリーム色	20-〇〇〇〇〇〇〇〇
	北杜市	19.009.0	R5.7.31	クリーム色		ホクト-〇〇〇〇〇〇〇		忍野村	19.099.1	R5.7.31	クリーム色	59-〇〇〇〇〇〇〇〇
	甲斐市	19.010.8	R5.7.31	クリーム色		カイ-〇〇〇〇〇〇〇〇〇		山中湖村	19.100.7	R5.7.31	クリーム色	20-〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	笛吹市	19.011.6	R5.7.31	クリーム色		20-〇〇〇〇〇〇〇〇〇		鳴沢村	19.104.9	R5.7.31	クリーム色	20-〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	上野原市	19.012.4	R5.7.31	クリーム色		〇〇〇〇〇〇〇〇〇		富士河口湖町	19.108.0	R5.7.31	クリーム色	〇〇〇〇〇〇〇〇
	甲州市	19.013.2	R5.7.31	クリーム色		〇〇〇-〇〇〇〇〇		小菅村	19.106.4	R5.7.31	クリーム色	1064-〇〇〇〇〇〇
	中央市	19.014.0	R5.7.31	クリーム色		014-〇〇〇〇〇〇〇〇〇		丹波山村	19.107.2	R5.7.31	クリーム色	1072-〇〇〇〇〇〇
	代西 郡八	市川三郷町	19.109.8	R5.7.31	クリーム色			6〇〇〇〇-〇〇〇	県医師国保組合	19.367.2	R6.7.31	ピンク色

## 《後期高齢者医療》

保険者名	保険者番号	有効期限	色調(参考)	被保険者番号
山梨県後期高齢者 医療広域連合	3919〇〇〇〇	R4.9.30	薄緑色	〇〇〇〇〇〇〇〇
		R5.7.31		

※後期高齢者医療の保険者番号については、27市町村で異なります。

### 【レセプト請求時等における留意事項】

■被保険者記号・番号について、券面が「記号」「番号」と表記されている保険者と「記号・番号」と表記されている保険者がありますが、電子レセプトの請求は、上記一覧表のとおり「被保険者記号」をNULL(なし)とし、「被保険者番号」に全て記録していただきますようお願いいたします。

※ハイフンの形式は、全角マイナス(-)をお願いいたします。なお、電子レセプトデータにおける被保険者番号は、全角若しくは半角での記録が認められていますが、半角で記録する場合、ハイフンの形式は半角マイナス(-)をお願いいたします。

■令和3年4月より、山梨県内保険者の国保被保険者証に「枝番(2桁)」が付与されています。

■令和3年9月以降に、「枝番」が記録された被保険者証によって患者が受診した場合、電子レセプトへの記録をお願いいたします。(詳細については、「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様をご確認願います。') ※診療報酬情報提供サービスホームページ「レセプト電算処理関連」(<http://shinryohoshu.mhlw.go.jp>)で参照できます。

■審査情報提供事例としてレセプト請求におけるコンピュータチェック対象事例を以下のURLで公開しておりますのでご利用くださいようお願いいたします。  
※国民健康保険中央会ホームページ「審査情報提供事例について」(<https://www.kokuho.or.jp/inspect/jirei/>)

■市町村国保においては、令和3年8月から、70歳以上75歳未満の被保険者の被保険者証と高齢受給者証が一体化されて、1枚となっておりますのでご承知おき願います。(都留市は令和4年8月から)

- (注) 1. 国民健康保険被保険者証(兼高齢受給者証)、後期高齢者医療被保険者証は毎月確認してください。  
2. 被保険者証の有効期限については、被保険者によって変更になる場合があります。  
3. 後期高齢者医療については、同一広域連合内で市町村の異動があった場合、保険者番号等が変更となります。なお、その際はそれぞれの保険者番号ごとに診療(調剤)報酬明細書を作成することとなります。  
4. 法定外給付について、書面による請求(紙請求)の際には、被保険者証等で確認のうえ、法定給付とは別に請求書を作成し、分けて提出してください。  
※国民健康保険中央会ホームページ「制度関係資料等-法定外現物給付一覧」(<https://www.kokuho.or.jp/>)でも閲覧できます。  
5. 県外保険者(全国決済制度)分も併せて本会に請求してください。  
6. 振込銀行等指定金融機関の変更は、特別の場合(新規開設又は住所移転等)を除き、本会への申し出を毎年3月11日～4月8日(土日祝日を除く)とさせていただきますのでご留意ください。  
7. 保険医療機関及び保険薬局等の廃止等の理由により、住所変更をする場合はご連絡ください。  
8. 診療報酬請求書等の受付切日は、毎月10日(土曜日、日曜日、祝祭日も同様)午前8時30分から午後5時15分までです。(郵送等でご提出の場合は、10日必着をお願いいたします。)  
9. オンライン請求受付運用期間は、オンライン請求システム上でご確認ください。

山 梨 県 国 民 健 康 保 険 団 体 連 合 会	
〒400-8587 甲府市蓬沢一丁目15番35号 山梨県自治会館 四階	
電 話	055 (223) 2112 (介護・保険者支援課) 【過誤及び重度心身障害者医療費助成に係ること】 055 (223) 2114 (審査課) 【診療報酬明細書の審査及び返戻等・再審査に係ること】 【保険医療機関等の登録に係ること】
FAX	055 (233) 1204
山梨県国民健康保険団体連合会ホームページ <a href="http://www.ymnkokuho.or.jp">http://www.ymnkokuho.or.jp</a>	